

事例コード | 201402

2014年（平成26年） 8月19日からの豪雨災害

1. 災害の概要

(1) 被害の概要

①豪雨の発生状況

平成 26 年 7 月 31 日から 8 月 11 日にかけて、台風第 12 号及び台風第 11 号が相次いで日本列島に接近したこと、また 8 月上旬から 26 日にかけて、前線が日本付近に停滞し、日本付近への暖かく非常に湿った空気の流れ込みが継続したことにより、全国で大雨の降りやすい天候が続き、多くの地域で記録的な大雨が発生した。

広島市では、バックビルディング現象（次々と発生した積乱雲が一列に並び集中的に雨が降り続く現象）によるものと推測される局所的な集中豪雨が 8 月 20 日未明から続き、安佐北区では 1 時間の雨量が最大 121 mm、24 時間累積で最大 287 mm と観測史上最大となり、安佐南区においても 1 時間の雨量が最大 87 mm、24 時間累積で最大 247 mm の雨量が観測された。

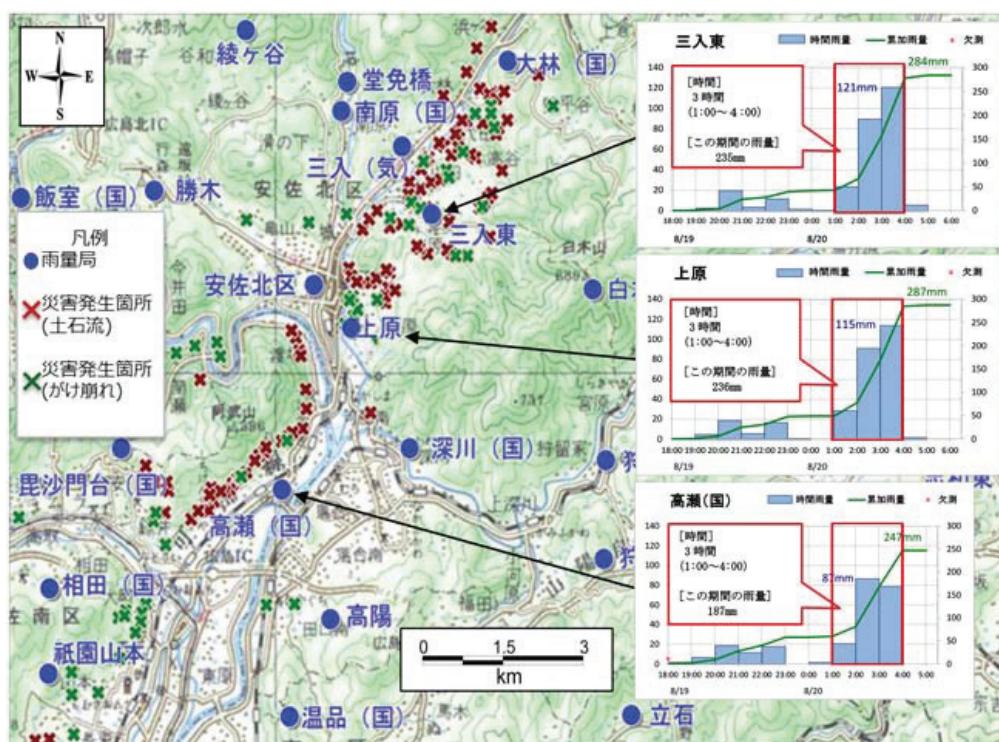


図 広島市における雨量観測局雨量データ

(出典) 広島市ウェブサイト「平成26年8月20日豪雨災害の概要」

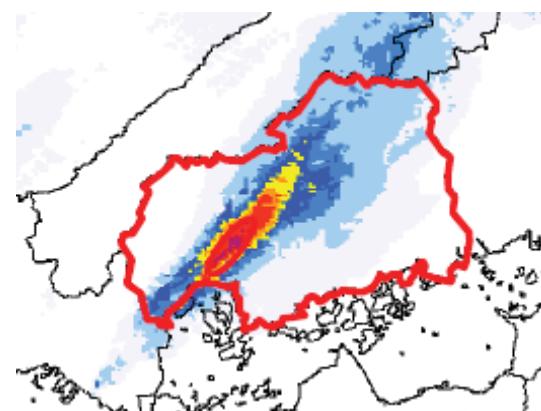


図 広島市における解析雨量画像（8月20日午前3時）

(出典) 内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

②避難状況

広島市安佐南区、安佐北区に発令された避難勧告により、最大で68,813世帯、約16万4千人が対象となった。

表 避難勧告等の発令地域（平成26年8月20日～24日）

区	地 域	対象世帯数 (世帯)	対象人数 (人)
安佐南区	避難勧告 八木、梅林、緑井、山本、長東西、伴、伴東	23,782	58,228
	避難指示 八木三丁目、八木四丁目、八木町渡場、緑井七丁目の各一部	467	1,153
安佐北区	避難勧告 可部南、可部、三入、三入東、大林、口田東、口田、落合、深川、亀崎、真亀、倉掛、落合東、井原・志屋、亀山、亀山南	45,031	105,880
	避難指示 可部東二丁目、可部東六丁目、可部町桐原、三入四丁目	1,408	3,474
計	避難勧告	68,813	164,108
	避難指示	1,875	4,627

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

③被害状況

広島市内で土石流107箇所、がけ崩れ59箇所の計166箇所で土砂災害が発生し、死者77名（うち関連死3名）、負傷者68名の人的被害をもたらした。

建物（住家）被害は、全壊棟数は179棟、半壊棟数は217棟を含む合計4,749棟で、特に集中的に被害を受けた安佐南区山本地区から安佐北区大林地区に至る帶状の地域では、鉄道やライフラインに甚大な被害が発生した。被害額では、一般資産等・公共土木施設・公益事業等で総額415億円、林野関連で68.5億円に上る。

表 8月19日からの大雨等による広島県における被害状況（平成29年3月現在）

区分	細分	被害額
人的被害（人）	死者 負傷者	77 68
住家被害（棟）	全壊 半壊 一部破壊 床上浸水 床下浸水	179 217 189 1,084 3,080
避難勧告・避難指示 (世帯・人)	避難勧告 避難指示 避難人数（最大）	68,813 1,875 2,354
土砂災害（箇所）	土石流 がけ崩れ	107 59
公共土木施設（件）	道路・橋梁 河川堤防	667 412
ライフライン被害 (戸数・被害箇所)	電気（停電・ピーク時戸数） 水道（断水・ピーク時戸数） 下水道（被害箇所）	7,100 2,662 48
林野関係被害 (箇所・ha)	林地荒廃（箇所） 治山施設（箇所） 林道施設（箇所） 森林被害（ha） 合計	105 1 50 45 156
		6,593百万円 50百万円 189百万円 18百万円 68.5億円

(出典) 国土交通省「平成26年8月豪雨による広島県で発生した土砂災害への対応状況」(平成26年10月31日時点)、広島市ウェブサイト「平成26年8月20日豪雨災害の概要」(平成27年3月)、広島市「平成28年6月22日 災害関連死の認定について」(平成28年6月)、国土交通省「平成26年の水害被害額（確報）を公表」(平成28年3月)、林野庁「平成26年 広島県豪雨災害による林野関係被害（確定報）」(平成27年3月)等より作成



図 広島市における土砂災害の状況

(出典) 気象庁「災害時気象速報 平成26年8月豪雨」(平成26年11月17日)

④主な災害箇所(広島市)

- 主な災害箇所は、安佐南区の八木・緑井地区、山本地区、安佐北区の可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区の5地区である。

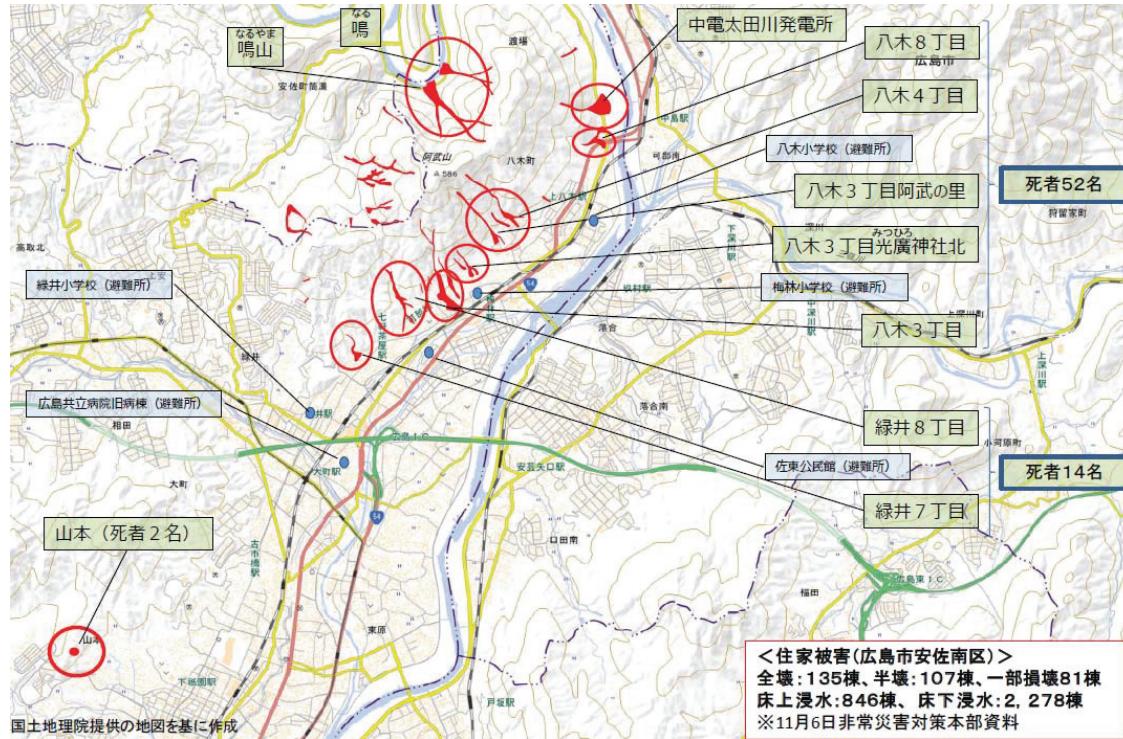


図 被災箇所(広島市安佐南区)

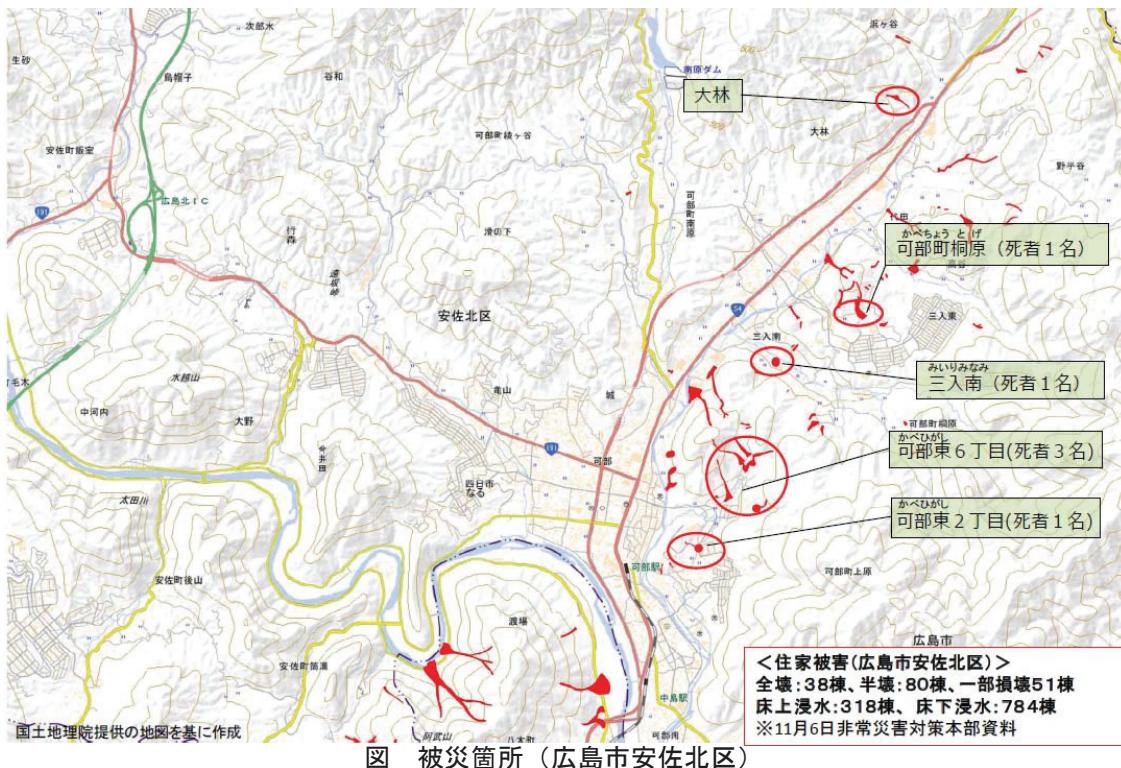


図 被災箇所（広島市安佐北区）

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

（2）災害後の主な経過

8月20日未明の豪雨により、土砂災害の発生を受け、広島市に災害対策本部が設置された。その後広島市安佐北区・安佐南区の一部で避難勧告が出されたことを受け、自衛隊に災害派遣要請、広域緊急援助隊の派遣指示がなされた。また、広島県は、広島市に対する災害救助法の適用を決定した。

一方、国は同日被災者生活再建支援法の適用を決定し、政府現地対策本部を設置した。なお、本災害は激甚災害として指定された。

表 災害後の主な経過（広島市・広島県・政府の取組状況）

年	月日	広島市・広島県の対応	政府の対応
平成 26年	8月20日	3:00～3:30 土砂災害が発生	
		3:30 広島市災害対策本部設置	
		4:15 安佐北区の一部に避難勧告	
		4:30 安佐南区の一部に避難勧告	
		6:30 広島県知事から自衛隊に災害派遣要請	
		6:40 警察が広域緊急援助隊派遣指示	
		広島県が広島市に災害救助法適用	13:40 政府現地対策室設置 被災者生活再建支援法適用
	8月21日	罹災証明書交付開始	
	8月22日		非常災害対策本部設置 政府現地対策本部設置
	8月31日	安佐北区全域、安佐南区山本・長東西の避難勧告解除	
	9月2日	安佐南区ハ木・緑井地区について一部を除き避難勧告解除	
	9月5日		激甚災害指定（閣議決定）
	9月11日	自衛隊災害派遣終了	

（出典）内閣府（防災担当）「平成26年8月20日に発生した広島市土砂災害の概要」（平成26年12月）

2. 災害復興施策事例の索引表

201402	緊急 対応期	応急復旧期 (避難期)			本格復旧、 復興準備・始動期	本格 復興期
1. 復興への条件整備						
1.1 復興に関連する応急処置						
施策 1 : 被災状況等の把握						
施策 2 : がれき等の処理						
1.2 計画的復興への条件整備			【20140201, p183】	(広島市)		
施策 1 : 復興体制の整備	●					→
施策 2 : 復興計画の作成	●		→	【20140202, p186】	(広島市)	
施策 3 : 広報・相談対応の実施			●	【20140203, p191】	(広島市)	→
施策 4 : 金融・財政面の措置						
2. 分野別復興施策						
2.1 すまいと暮らしの再建						
施策 1 : 緊急の住宅確保						
施策 2 : 恒久住宅の供給・再建			●	【20140204, p192】	(広島市)	→
施策 3 : 雇用の維持・確保						
施策 4 : 被災者への経済的支援						
施策 5 : 公的サービス等の回復						
2.2 安全な地域づくり						
施策 1 : 公共施設等の災害復旧			●	【20140205, p192】	(広島市)	→
施策 2 : 安全な市街地・ 公共施設整備						
施策 3 : 都市基盤施設の復興			●	【20140206, p193】	(広島市)	→
施策 4 : 文化的再生				【20140207, p194】	(広島市)	→
2.3 産業・経済復興						
施策 1 : 情報収集・提供・相談						
施策 2 : 中小企業の再建						
施策 3 : 農林漁業の再建						

3. 災害復興施策事例

【20140201】復旧・復興体制の構築（広島市）

①計画検討体制

- 平成 26 年 8 月 20 日の豪雨災害で被災した地区について、まちの将来像を踏まえた「復興まちづくりビジョン（以下、「復興ビジョン」と表記）」を策定し、復興ビジョンに基づき、安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「豪雨災害復興まちづくり本部（以下、「復興まちづくり本部」と表記）」が設置された（平成 26 年 10 月 7 日）。
- 復興まちづくり本部は、市長を本部長、副市長を副本部長として、関連する 6 局長（都市整備局長、都市整備局指導担当局長、道路交通局長、下水道局長、消防局長、水道局長）および 2 区長（安佐南区長、安佐北区長）の本部員 10 名と、事務局（都市整備調整課）で構成された。

表 復興まちづくり本部構成員

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	都市整備局長 都市整備局指導担当局長 道路交通局長 下水道局長 安佐南区長 安佐北区長 消防局長 水道局長
事務局	都市整備局都市整備調整課（復興まちづくり担当）

（出典）広島市「平成 26 年 8 月 20 日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱」（平成 26 年 10 月）

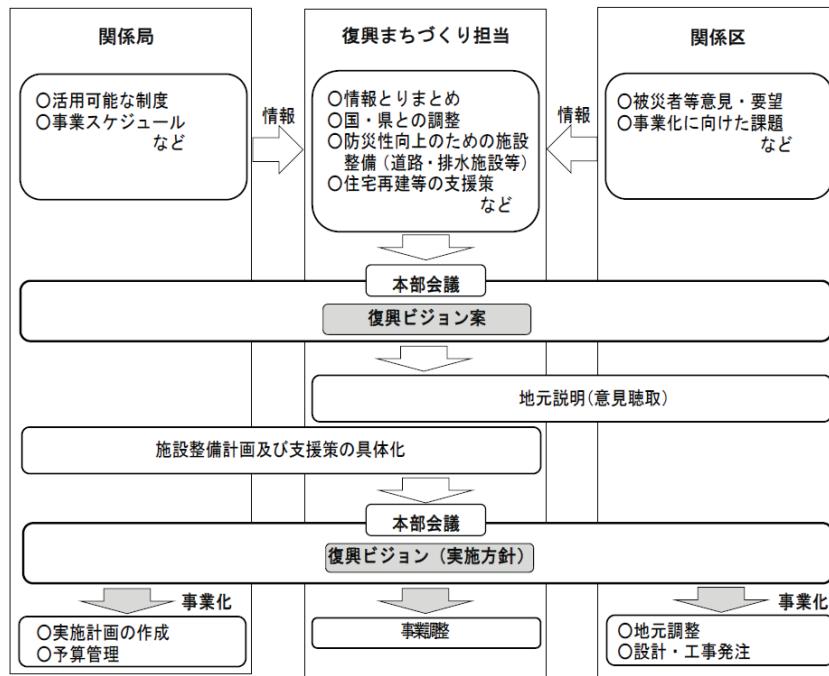


図 復興まちづくり本部の連携体制

（出典）広島市復興まちづくり本部第 1 回会議資料（平成 26 年 10 月）

(目的)

第1条 平成26年8月20日の豪雨災害で被災した地区(以下、「被災地区」という。)について、まちの将来像を踏まえた復興まちづくりビジョン(以下「ビジョン」という。)を策定し、ビジョンに基づき安全・安心なまちづくりを推進していくことを目的として、「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部」(以下「本部」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの策定及び推進に関すること。
- (2) 被災地区的防災性向上のための道路等施設の計画及び整備に関すること。
- (3) 被災地区的住宅再建等に向けた支援に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、前条の目的達成に必要な事務に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員により組織する。

- 2 本部長は、市長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副市長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる者をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部会議を総括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、荒本副市長、西藤副市長の順序により、その職務を代理する。

(本部会議)

第5条 本部会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長がその議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、第3条第1項に掲げる者以外の者を本部会議に出席させ、その意見又は説明を求めることができる。

(検討会議)

第6条 第2条に掲げる事項について具体的な検討を行うため、関係課長等による検討会議を開催する。

(事務局)

第7条 本部の事務局は、都市整備局都市整備調整課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、平成26年10月7日から施行する。

図 復興まちづくり本部設置要綱

(出典) 広島市「平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置要綱」(平成26年10月)

②事業推進体制

- ・復興まちづくり事業の推進体制として、都市整備局内の都市整備調整課に復興まちづくり担当を設置（平成27年4月に復興まちづくり係に改編）し、あわせて、都市整備局内に復興工事事務所が設置された（平成28年4月に部相當に組織改編）。
- ・役割分担として、都市整備調整課復興まちづくり担当が復興まちづくりに係る総合調整を行い、各地区の復興事業については、復興工事事務所及び各区役所が分担した。
- ・また、国の直轄砂防事業に係る地域住民との調整支援や、土砂災害警戒区域等の指定・指定後の周知等に係る調整、急傾斜地崩落防止対策事業の推進は下水道局が行った。

表　復興まちづくり事業の推進体制

部署		内容
都市整備局	都市整備調整課復興まちづくり係	<ul style="list-style-type: none"> ・復興まちづくりに係る総合調整に関すること。
	復興工事事務所	<ul style="list-style-type: none"> ・八木・緑井地区及び可部東地区における都市計画道路（長束八木線、川の内線、可部大毛寺線及び高陽可部線に限る。）の事業計画及び建設に関すること。 ・八木・緑井地区並びに可部東地区、三入南・桐原地区及び大林地区における道路等の新設工事及び改良工事（復興まちづくりに係るものに限る。）に関すること。 ・八木・緑井地区並びに可部東地区、三入南・桐原地区及び大林地区における河川の改良工事（復興まちづくりに係るものに限る。）に関すること。 ・復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の取得及びこれに伴う補償に関すること。 ・復興工事事務所の所掌に属する事業の施行に伴う不動産の登記に関すること。 ・復興工事事務所の所掌に属する事業用代替地の取得、管理及び処分に関すること。 ・復興工事事務所の庶務に関すること。
安佐南区役所 地域整備課		<ul style="list-style-type: none"> ・山本地区における道路等の新設工事及び改良工事に関すること。 ・山本地区における河川の改良工事に関すること。
下水道局	河川課 砂防事業推進担当	<ul style="list-style-type: none"> ・河川の防災及び急傾斜地の崩壊防止に関すること。 ・土砂災害防止対策に関する調査、企画及び総合調整に関すること。 ・土砂災害防止対策の推進に関すること。

（出典）広島市「広島市事務組織規則」を元に作成

【20140202】復旧・復興計画の策定（広島市）

①検討の経緯と計画の構成

○検討の経緯

- 災害発生後の10月以降、2ヶ月に1回の頻度で本部会議を開催し、復興ビジョンの検討を行った。
- 並行して、復興ビジョン案に関する地元説明（意見聴取）を、面談形式で実施し、住民意見を復興ビジョンに反映した（住民合意形成の詳細については、「③住民合意形成の概要およびポイント」を参照）。
- これらを踏まえ、平成27年3月25日に開催した第4回本部会議において、復興ビジョンを策定・公表した。

表 復興まちづくりビジョン策定の経緯

日時	経緯
平成26年8月20日	豪雨災害発生
平成26年8月26日	国、県及び市による応急復旧連絡会議設置
平成26年9月5日	国、県及び市で応急復旧計画を公表
平成26年9月7日～12日	応急復旧計画等の地域説明会開催
平成26年9月19日	国及び県が砂防堰堤等の緊急事業の実施を決定
平成26年10月7日	平成26年8月20日豪雨災害復興まちづくり本部設置
平成26年10月10日	第1回本部会議 (復興まちづくりビジョンの策定決定)
平成26年12月2日	第2回本部会議、復興ビジョン案（第1版）公表
平成26年12月5日 ～平成27年1月25日	地元説明会の開催
平成27年2月6日	第3回本部会議、復興ビジョン案（第2版）公表
平成27年2月15日～3月9日	地元説明の実施
平成27年3月25日	第4回本部会議、復興ビジョン案（第3版）取りまとめ → 復興ビジョン策定・公表

（出典）広島市ホームページ「8.20 土砂災害の応急復旧に関する計画及び進捗状況について」及び「『復興まちづくりビジョン』の取組について」「復興まちづくりビジョン」（平成27年3月）

○計画の位置づけ

- 復興ビジョンは、市の総合計画である基本構想や基本計画の下位計画として位置づけられるとともに、都市計画マスターplan、地域防災計画などに即するものとして位置づけられている。



図 復興まちづくりビジョンの位置づけ

（出典）広島市「復興まちづくりビジョン」（平成27年3月）

○計画の体系・特徴

- 復興ビジョンでは、災害に強い安全なまちを実現するための基本的な施策として、国・県による①砂防堰堤等の整備、市による②避難路の整備、③雨水排水施設等の整備、④住宅再建の支援の4つの施策を掲げており、これらの施策を踏まえ、地区別の復興まちづくりの方向性を示すとともに、復興まちづくり期間内に取り組む施設整備等が示されている。
- 復興ビジョンは、復興まちづくりに関する実施方針を示すものであり、施設整備に加え被災者の住宅再建の支援に関する施策等、ソフトの取組も含めて位置づけている点が特徴である。

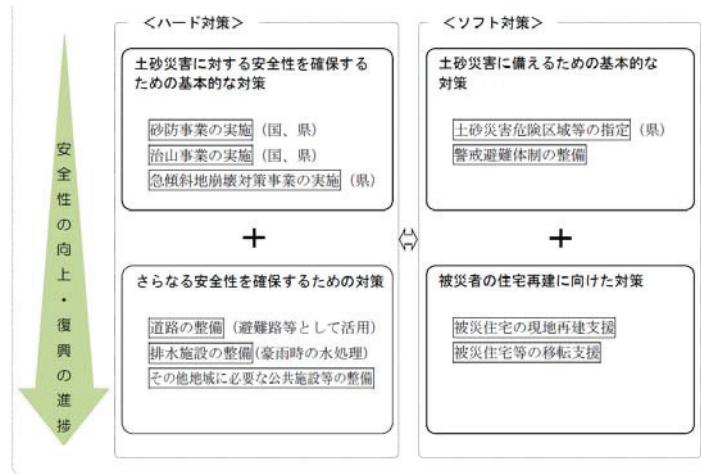


図 復興まちづくりビジョンのイメージ

(出典) 広島市復興まちづくり本部第1回会議資料 (平成26年10月)

1 平成26年8月20日豪雨災害の概要	5 地区別の方針
(1) 地形・地質 ----- 1 (2) 豪雨 ----- 2 (3) 被災状況 ----- 4 ア 人的被害 イ 物的被害 ウ ライフライン被害 (4) 避難勧告等の状況 ----- 5	(1) 安佐南区八木・緑井地区 ----- 13 (2) 安佐南区山本地区 ----- 18 (3) 安佐北区可部東地区 ----- 22 (4) 安佐北区三入南・桐原地区 ----- 26 (5) 安佐北区大林地区 ----- 30
2 復興まちづくりビジョンの基本事項	6 住宅再建等への支援
(1) 目的 ----- 6 (2) 対象範囲 ----- 6 ア 対象とする地区 イ 対象とする施策 (3) 期間 ----- 7 (4) 位置付け ----- 7	(1) 住宅被害の概要 ----- 34 (2) 住宅再建への支援 ----- 34 (3) 住宅再建支援の枠組み ----- 34 (4) 地元施設への支援 ----- 36
3 復興まちづくりの基本方針	7 協働のまちづくり
(1) 基本的考え方 ----- 8 (2) 基本ツール ----- 8 ア 砂防堰堤等の整備 イ 避難路の整備 ウ 雨水排水施設等の整備 エ 住宅再建の支援 (3) 復興まちづくりのイメージ ----- 8	(1) 繼続的な地域の防災力向上 ----- 37 (2) 防災・減災まちづくりの推進 ----- 39 (3) 実施体制 ----- 41
4 土砂災害警戒区域等の指定と警戒避難体制の確立	8 今後の防災・減災まちづくりの展開
(1) 区域指定の考え方 ----- 9 (2) 今後の区域指定の方針 ----- 10 (3) 指定区域の公表 ----- 10 (4) 警戒避難体制の確立 ----- 10	(1) 災害の教訓等を生かした防災・減災まちづくり ----- 42 (2) 防災・減災を支える施設整備等の促進 ----- 43 (3) 危機管理に係る組織体制の整備 ----- 43

図 復興まちづくりビジョンの構成

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)

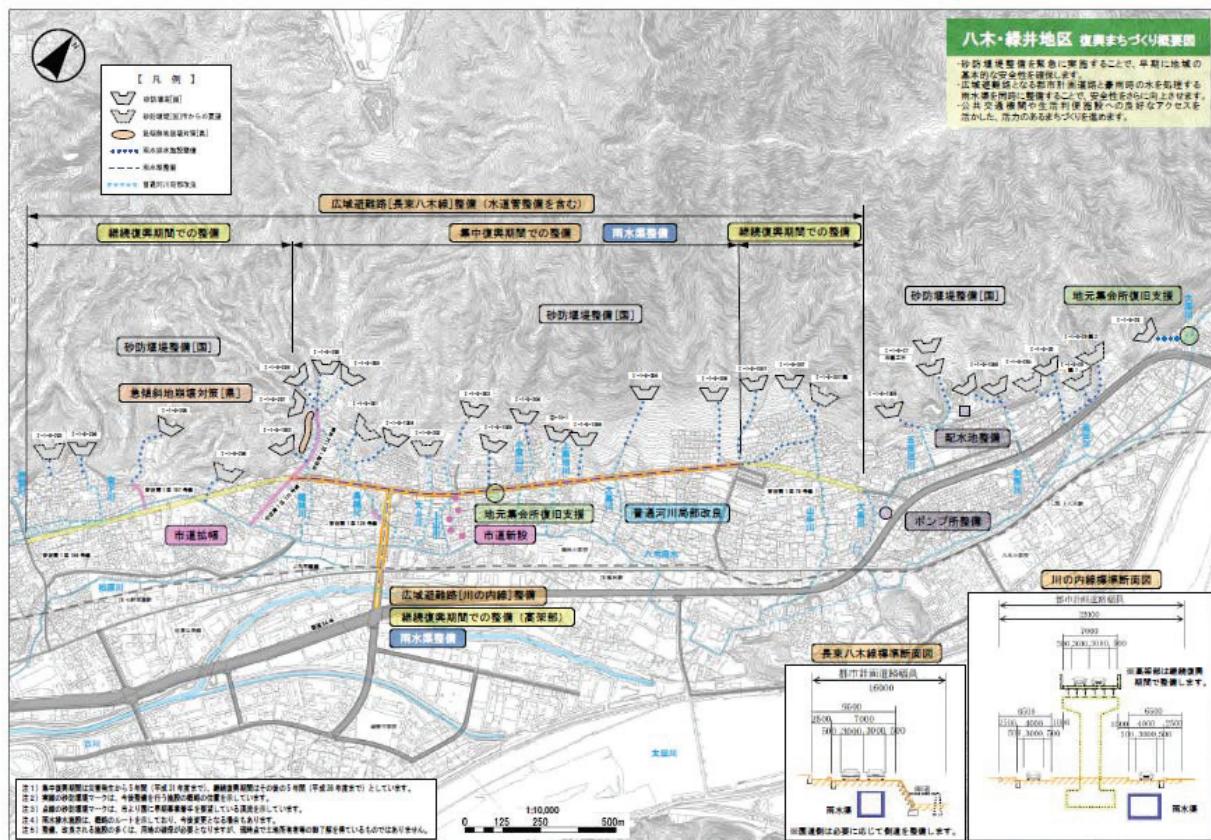


図 地区別のまちづくりの方向性の例：地区別復興まちづくり概要図（八木・緑井地区）

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

○計画の対象地区

- 対象地区は、家屋等が広範囲にわたって被害を受けた安佐南区の八木・緑井地区、山本地区、安佐北区の可部東地区、三入南・桐原地区、大林地区の 5 地区とした。



図 復興まちづくりビジョンの対象地区

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

○計画期間

- ・復興ビジョンの期間は、災害発生から概ね 10 年間（平成 36 年度まで）と設定された。このうち、前期 5 年間（平成 27～31 年度）を「集中復興期間」とし、被災家屋の再建を支援するとともに防災・減災のための骨格となる基盤施設の緊急整備を進める期間とし、後期 5 年間（平成 32～36 年度）を「継続復興期間」として、引き続き施設整備等を進める期間とした。



図 復興まちづくりビジョンの計画期間

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成 27 年 3 月)

②検討体制

○検討体制

- ・「【20140201】復旧・復興体制の構築（広島市）」を参照。

○関係部局区との調整・とりまとめ

- ・復興ビジョンの策定にあたっては、都市整備調整課が事務局として、関係部局・区との調整・取りまとめを行った。
- ・住民意向の把握は区が主導して実施し、都市整備調整課が取りまとめを行った。

③住民合意形成の概要およびポイント

○復興ビジョン案を更新する毎に住民説明会を開催

- ・復興まちづくり本部会議に諮られた復興ビジョン案を更新する毎に、住民説明会を開催し、都度住民の合意形成を得ながら復興ビジョンの策定が進められた。

○復興ビジョン案（第 1 版）に関する意向把握

- ・自治会別に実施された国の実施事業の説明会に同行する形で、復興ビジョン案（第 1 版）について、平成 26 年 12 月 5 日～平成 27 年 1 月 25 日の間で地元説明会を行った。
- ・説明会は、安佐南区で 8 地区別に 6 会場で開催され、住民 660 名が参加し、安佐北区で 5 地区別に 5 会場で開催され、住民 310 名が参加し、あわせて 970 名が参加した。

○復興ビジョン案（第 2 版）に関する意向把握

- ・復興ビジョン案（第 2 版）については、より身近に対話するため面談形式で、平成 27 年 2 月 15 日～平成 27 年 3 月 9 日の間で地元説明会を行った。
- ・説明会は、安佐南区では 2 会場で開催され住民 206 名が参加し、安佐北区では 2 会場で開催され住民 113 名が参加し、あわせて 319 名が参加した。
- ・具体的な意見の内容として、都市計画道路及び、市道の拡幅等、雨水排水、堰堤の整備、その他復旧等に関する意見が半数以上を占めた。また、避難体制や土砂災害警戒区域等に関するソフト対策の意見もみられた。

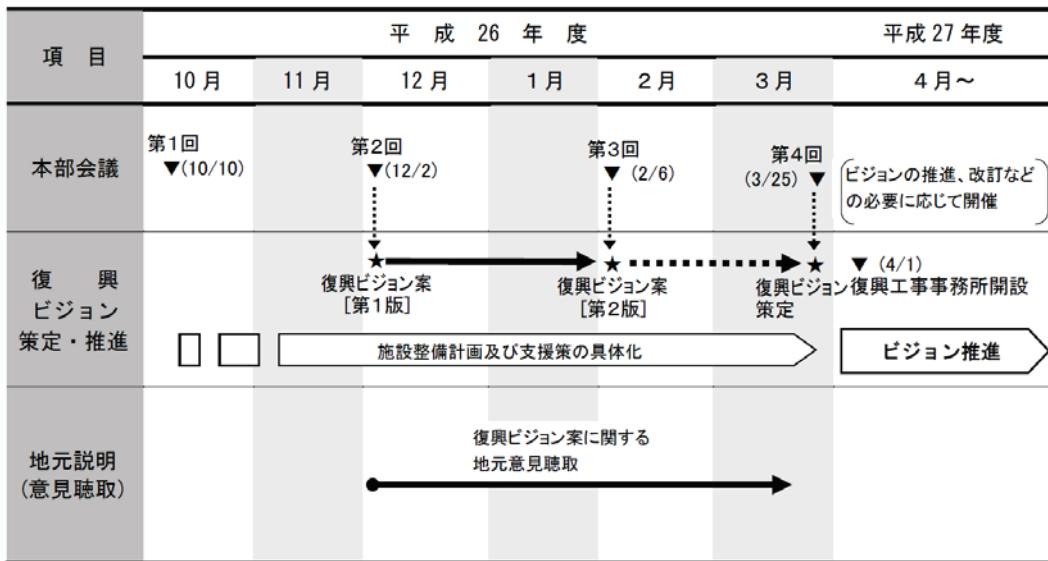


図 復興まちづくり本部会議開催スケジュールと住民合意形成の状況

(出典) 広島市ウェブサイト

【復興まちづくりビジョン案(第1版)に関する地元説明会の開催状況】

ア 開催状況(平成26年12月5日～平成27年1月25日)

(ア) 安佐南区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
緑井七丁目	八敷福祉会	12月5日(金)	八敷会館	100名
下細野	下細野自治会	12月6日(土)	下細野会館	15名
	上市の坪自治会			
	八木ツインコーポ自治会			
	第一市の坪自治会			
	第二市の坪自治会			
八木三丁目	上条地町内会	12月10日(水)	梅林小学校	230名
	八木住宅町内会			
	小原自治会			
	小原山町内会			
	梅林台自治会			
	阿武の里自治会			
	八木ヶ丘町内会			
八木四丁目	室屋自治会	12月15日(月)	梅林小学校	130名
	梅林県営住宅自治会			
	山手町内会			
	ミナスヒルズ八木グループ			
緑井八丁目	緑井上組町内会	12月16日(火)	梅林小学校	90名
	別所第一区自治会			
	別所第二区自治会			
別所	12月18日(木)	八木小学校		26名
	緑田自治会			
	追細町内会			
上細野	上細野自治会	1月10日(土)	下細野会館	29名
	畠組自治会			
山本	山下宮下自治会			
	グローバルズ祇園山本自治会	1月10日(土)	丸子集会所	40名
	山本西中組自治会			
	山本西下組自治会			
	合 計			660名

(イ) 安佐北区

地区	自治会等	開催日	会場	出席者
大林	大林学区内各自治会	1月14日(水)	大林集会所	40名
可部	可部学区内各自治会	1月17日(土)	安佐北区総合福祉センター	110名
三入	三入学区内各自治会	1月22日(木)	三入公民館	50名
三入東	三入東学区内各自治会	1月25日(日)	桐陽台コミュニティセンター	40名
可部南	可部南学区内各自治会	1月25日(日)	可部福祉センター	70名
	合 計			310名

【復興まちづくりビジョン案(第2版)に関する地元説明会の開催状況】

ア 開催状況(平成27年2月15日～平成27年3月9日)

(ア) 安佐南区

地区	開催日	開催時間	会場	出席者
山本	2月15日(日)～2月16日(月)	10時～17時	丸子集会所	26名
八木・緑井	3月5日(木)～3月9日(月)	10時～17時	佐東公民館	180名
合 計				206名

(イ) 安佐北区

地区	開催日	開催時間	会場	出席者
大林・三入	2月20日(金)～2月23日(月)	10時～17時	三入公民館	78名
南・桐原				
可部東	2月27日(金)～3月2日(月)	10時～17時	可部福祉センター	35名
合 計				113名



写真 資 8-1 地元説明の様子(山本地区)

市職員が丸子集会所において面談方式により説明・意見聴取を行いました。



写真 資 8-2 地元説明の様子(八木・緑井地区)

市職員が佐東公民館において面談方式により説明・意見聴取を行いました。

図 復興まちづくりビジョンに関する住民説明会開催状況

(出典) 広島市「復興まちづくりビジョン」(平成27年3月)